

最高裁秘書第3250号

令和3年1月5日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年12月24日に答申（令和2年度（最情）答申第37号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年6月26日（令和2年度（最情）諮詢第4号）

答申日：令和2年12月24日（令和2年度（最情）答申第37号）

件名：導入修習の講義において使用されたパワーポイントの資料の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年1月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

教官が講義においてパワーポイントを使用することはあるものの、このパワーポイントの資料は、各教官が各自で作成し、使用しているものであって、司法行政文書として作成取得されるものではない。したがって、本件開示申出文書については、司法行政文書として作成又は取得していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年6月26日 訒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年11月20日 審議

④ 同年12月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出に係るパワーポイントの資料は、司法研修所の教官が各自で作成し、使用しているものであり、司法行政文書として作成し又は取得していないとのことである。上記パワーポイントの資料の作成、使用、保存等が講義を担当する各教官個人に委ねられていることを踏まえるならば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

7 3期導入修習に関する以下の文書（司法修習生に配布した文書は除く。）

- 1 民事第1審手続の概説（講義）（民裁・民弁）で使用したパワーポイントの資料
- 2 民弁問題研究1（事案分析）で使用したパワーポイントの資料
- 3 刑裁講義（事前課題解説等）で使用したパワーポイントの資料
- 4 檢察導入講義で使用したパワーポイントの資料
- 5 刑弁演習1（捜査弁護）で使用したパワーポイントの資料